

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

鹿児島国民年金 事案 683 (事案 214 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで

申立期間当時、市役所から国民年金保険料の未納期間が複数あるとの指摘を受け、私の夫が、子育て中であった私の代理で市役所支所に行き、未納期間の国民年金保険料を全て納付したので、未納のはずはない。

当初の判断後、私の夫が、申立期間に係る国民年金手帳が見つかったので、自身の再申立てを行い、平成 22 年 2 月に、夫の分の申立期間が認められたことで、夫と一緒に納付していた私の記録も訂正されているものと思っていたが、記録が訂正されていないことに最近気が付いたので、私の分の申立期間も認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の夫が、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の夫の記憶は明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 7 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない、iii) 申立期間については、申立人の夫も未納となっており、夫婦共に、45 年 1 月に、申立期間直後の 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫が、当該期間について、平成 21 年 8 月 17 日に再申立てを行った結果、当初の決定後に、夫から提出された申立期間に係る国民年金手帳及び申立人の戸籍の附票により、夫は、昭和 48 年 9 月 29 日に A 市 B 区に転居していることが確認でき、当時、特例納付により、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であり、第 2 回の特例納付実施時期に B 区役所から呼び出されて未納分を一括で納付したとする夫の主張に不自然な点は見当たらず、夫は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと推認される等の理由により、記録を訂正する必要があるとして、平成 22 年 2 月 2 日付けであっせんされている。

申立人は、再申立てに当たり、「夫の申立期間が認められ年金記録が訂正されたことから、夫の分と一緒に納付していた自分の分の年金記録も訂正してほしい。」と申し立てしているところ、申立人に係る戸籍の附票では、A 市 B 区に住所変更した記録は、申立人の夫のみ記載されており、申立人については住所変更の事実は確認できないものの、申立人は、「夫婦別々に生活したことは無い。」と証言している上、申立人が提出した同市 C 区で交付された申立人の国民年金手帳には、夫と同じ昭和 48 年 9 月 29 日に同市 B 区に住所変更した旨の記載があること、また、同市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管している国民年金手帳記号番号払出簿でも、申立人夫婦の欄に、49 年 1 月 25 日付けで同市 B 区への住所変更に伴う管轄変更を示す記載があることを踏まえると、申立人も、夫と同時期に同区に住所変更したことが認められ、申立人の夫の「国民年金の一部の期間が未納になっているとの指摘を受け、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した。」という主張に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月1日から39年10月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う金額に比べ低くなっている。

このことは、私が保管している給料支払明細書で分かるので、申立期間について、控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人が保管している給料支払明細書において確認できる報酬月額、及び推認できる厚生年金保険料控除額から、1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、申立事業所では、当時の関連資料等を保管しておらず、申立期間における保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

鹿児島厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和46年10月から47年3月末日までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の季節労働者として、昭和47年3月31日まで間違いなく勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等では、申立人の申立事業所に係る被保険者資格記録は、昭和46年10月5日から、申立期間直前の47年3月31日までの間となっていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録では、申立人が昭和46年10月5日から47年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時における申立事業所の元役員であったとしている元事業主の妻は、申立人のことを覚えているとし、申立事業所では当該期間当時、給与の支払方法は毎月15日締めで当月25日支払いで、退職者も含め当月分の給与から厚生年金保険料を控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所（当時）の昭和47年2月の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、平成20年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、当該期間における厚生年金保険料の納付状況が不明である。しかし、事業主が申立人の資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が資格喪失日を同年3月31日として届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和51年9月16日、資格喪失日を52年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月16日から52年4月1日まで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立期間中、申立事業所で期限付きの職員として勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に関する臨時的職員任用発令進達書では、申立人が、申立期間と一致することとなる、昭和51年9月16日から52年2月28日までの期間、引き続き同年3月1日から同年3月31日までの期間、A社の臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、A社において申立人と同時期に勤務していた元同僚について、B社が保管しているこの元同僚に関する臨時的職員任用発令進達書により、昭和51年5月1日から同年10月31日までの期間、同年11月1日から52年3月31日までの期間及び同年4月6日から同年9月30日までの期間、申立人と同一職種の臨時職員として、当該事業所で任用されていることが確認できるところ、元同僚には、申立期間を含む51年5月1日から52年4月1日までの期間、及び同年4月6日から同年7月1日までの期間に申立事業所における厚生年金

保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述した申立人と同一職種の元同僚に係る標準報酬月額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、当時の関係資料等を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年7月及び同年8月は36万円、同年9月から15年3月までの期間は41万円、同年4月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から15年5月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額は、私が実際に受け取っていた給与額よりも低額となっている。

私は、申立期間のうち、一部の期間を除き、当時の給与支払明細書を持っているので、申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、また、同明細書が確認できない期間については、申立人が提出した給与振込口座の通帳に記載された振込額及び当該月の前後の月の給与支払明細書に記載された保険料控除額等から、平成11年7月及び同年8月は36万円、同年9月から15年3月までの期間は41万円、同年4月は44万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与

支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成11年7月から15年4月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から50年6月まで

昭和42年7月頃に国民年金保険料の集金人に勧誘されて、国民年金の加入手続を行った。以後、申立期間中、何度か引っ越したが、その都度、国民年金保険料は集金人に納付していた。近所に住んでいた同級生も同じ集金人に納付していたと記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月28日に市に払い出されていることが確認できる上、市の国民年金被保険者名簿により50年7月3日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の所持する年金手帳にも、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和50年7月3日」と記載されていることから、申立人は、この頃、国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、制度上、加入手続時点から遡って国民年金に加入することはできないため、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない。また、当該国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「当時、近所に住んでいた同級生も同じ集金人に納付していた。」と述べているところ、当該同級生は、昭和48年7月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し始めていることが確認できる上、当該同級生が保険料を納付し始めた時期には、申立人は別の地区に居住しており、申立人が当該同級生と同じ集金人に国民年金保険料を納付していたとは

考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から50年3月まで

私は、20歳になった際に地区の集金人に勧誘されて国民年金に加入し、保険料を納付していた。また、結婚後は、夫婦二人分の国民年金保険料を地区の集金人に納付していたはずであるが、妻の分のみ納付済みとなっており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月28日に市に払い出されていることが確認できる上、市の国民年金被保険者名簿の住所欄に「昭50.10.30」の記載が確認できることから、申立人は、50年10月30日に国民年金の加入手続きを行い、20歳まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる。当該加入手続きを行った時点では、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「結婚後は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずなのに妻のみが納付済みとなっているのはおかしい。」と述べているところ、その妻は、婚姻前の昭和42年7月から国民年金保険料を納付し、婚姻後の44年12月2日には、申立人と同じ市で国民年金の再加入の手続きを行い、国民年金保険料を納付していることが市の国民年金被保険者名簿で確認できるものの、申立人については、前述したとおり、その妻とは国民年金の加入時期が異なっており、夫婦二人分の保険料を納付し始めた時期は申立期間以降であったものと推認できる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 9 月まで

私の国民年金の加入手続は私の母が行い、家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していた。国民年金保険料の納付書が届いていたことは覚えており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 9 月 3 日に町に払い出されていることが確認できる上、当該記号番号が払い出された前後の国民年金被保険者資格取得者から判断して、申立人は、58 年 2 月以降に国民年金の加入手続を行い、昭和 58 年度分から保険料の納付を始めたものと推認できるところ、申立人は、申立期間直後の 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を 59 年 11 月 8 日に過年度納付していたことが特殊台帳及び領収済報告書で確認できるものの、申立期間については、当該過年度納付をした時点で、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月頃から 44 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 9 月頃から 48 年 8 月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の運転手として、申立期間中も途切れることなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間の全てを含むこととなる昭和 41 年 9 月 15 日から 48 年 8 月 31 日までの間、A社で雇用されていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、申立事業所は平成 16 年 5 月 21 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本では、当該事業所は 19 年 6 月 18 日に清算終了登記されている上、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚を始め、申立事業所に係る雇用保険の被保険者資格記録がある複数の元同僚について厚生年金保険の加入状況を確認したところ、当該事業所では雇用保険記録のとおりには、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことが認められる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和 44 年 3 月 1 日から 46 年 3 月 20 日までの間に確認できるのみである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月頃から同年 8 月頃まで
② 昭和 55 年 11 月 7 日から 56 年 8 月頃まで
③ 昭和 56 年 8 月頃から同年 10 月頃まで

申立期間①、②及び③については、それぞれA社、B社、C社で勤務していたにもかかわらず、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、各申立事業所の正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、D社（昭和 63 年 8 月 2 日、A社から名称変更）では、当時の関係資料等を保管していないと回答している上、元事業主も申立人の氏名は覚えていないと供述していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間①当時の元同僚 7 人のうち、連絡の取れた 2 人は、当該事業所で申立人と一緒に勤務していたことがあるとするのみで、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無について供述等を得られない。

申立期間②については、B社は昭和 58 年 8 月 20 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本では、平成元年 12 月 3 日付けで解散登記されている上、元事業主の所在も不明であることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間②当時の元同僚3人のうち、唯一連絡の取れた1人は、当該事業所で申立人と一緒に勤務した覚えは無いとしており、申立てに関する供述等を得られない。

申立期間③については、E社（平成16年4月13日、C社から名称変更）が保管している申立人に係る「社員名簿（労働者名簿）」では、申立人の当該事業所における雇入日及び解雇退職日は、それぞれ昭和56年8月31日、同年10月16日と記載されているものの、当該事業所では、前述の社員名簿以外には当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所の元事業主は、「当該事業所では申立期間③当時、従業員の入退社が頻繁であったことから、入社から3か月間の試用期間を設けており、期間経過後に正式採用した従業員について、厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間③当時の元同僚6人のうちの1人から、「申立事業所で申立人と一緒に勤務していたが、申立人は正社員ではなかったはずである。また、当時は、入社から2、3か月間の試用期間があつて、正社員であっても入社後直ちには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述している。

このほか、雇用保険の記録では、申立人の申立期間①、②及び③に係る加入記録が確認できない上、各申立事業所に係る前述の被保険者原票には、各申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難いとともに、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。